

Q&A

Q. 受講料は必要ですか？

A. 受講料は無料です。
会場などへの往復交通費、地域子育て支援コースのテキスト代は自己負担となります。

Q. 申込方法は？

A. 専用ページよりお申込みください。
<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur47/>

※ 研修日程や申込方法

研修の日程やお申込みの方法については、「令和8年度鳥取県子育て支援員研修開催要項」や右記の本事業専用ページにて、ご確認ください。



Q. どのコースを受講したらいいのかわからない。

A. QRコードにアクセスしていただきそれぞれのコースの詳細をご覧ください。



Q. eラーニング研修、Zoom研修とはどんな研修ですか？

A. eラーニング研修^eとは、パソコン・スマートフォンなどのモバイル端末を用いて、業務の合間や通勤時間など、いつでもどこでも好きなときに学習することができるものです。Zoom研修^zとは、ライブ配信ともいい、決まった日時に講義をオンラインで受講していただくものです。インターネット環境のあるパソコン・タブレット・スマートフォン等で、予めZoomのアプリをダウンロードし、視聴します。受講決定の際には事務局から教材や受講の手引き等をお送りします。



Q. 研修を一部欠席した場合はどうなりますか？

A. 研修の出欠は科目ごとに取ります。本年度は、欠席した科目を除いた一部科目修了証を発行し、来年度、欠席した科目を受講することによって修了証を発行します。

鳥取県委託事業

令和8年度

鳥取県子育て支援員研修

受講
無料

(テキスト代除く)

後期

受付開始！
8/10
(月)～



あなたの「好き」・「経験」が
活かせる資格
「子育て支援員」



受講者大募集！

鳥取県では、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、地域で保育や子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方を対象に「子育て支援員研修」を実施します。本研修を受講し、「子育て支援員」として地域で活躍してみませんか？

01. 子育て支援員研修の目的は？

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育事業の担い手となる人材の必要性が高まっています。地域において保育や子育て支援等に関する必要な知識や技能等の研修を行い、「子育て支援員」を養成することを目的としています。

02. 「子育て支援員」って？

「子育て支援員」とは各都道府県または市町村が実施する研修〈「基本研修」および「専門研修」〉を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を習得したと認められる方のことです。

03. 対象者は？

育児経験や職業経験などの多様な経験を有し、子育て支援分野の各事業の職務に従事することを希望する鳥取県内在住者または在勤者。

04. どんな研修？

eラーニング及びZoom（一部集合研修）を中心に子育てや子どもに関わる上で大切なことを学ぶ研修です。

05. 修了後は？

全国で通用する修了証を発行します。それを活用し、修了したコースに沿った子育て支援員として従事することが出来ます。

受講申込は
こちらから



みんなから 感謝される保育のお仕事

★保育士に感謝の気持ちを伝えよう★メッセージ集より

迷惑をかけてはいけないとばかり思っていた子育て。支援センターや保育園の先生方に沢山サポートして頂いて、おかげさまで子どもはのびのびと育っています。感謝の気持ちを込めて。いつもありがとうございます。（鳥取市）

保護者や園児等のみなさまから
たくさんの「ありがとう」メッセージを
いただきました。

メッセージ集は
こちらから➡



私達が安心して仕事に出られるのは
本当に保育士さんのおかげだと毎日
感謝しています。（米子市）

問い合わせ先

子育て支援員研修に関すること

一般財団法人
保健福祉振興財団 関西支部 鳥取県子育て支援員研修係
〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル5階
Tel: 06-6940-6117 Fax: 06-6940-6119

子育て支援員制度その他に関すること

鳥取県子ども家庭部子育て王国課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
Tel: 0857-26-7570

令和8年度開催概要 後期



研修のながれ

受講申込

※WEBページよりお申込みください

申込期間

8月10日(月)～9月11日(金)

eラーニング研修事前説明

※希望者のみ

開催日

(倉吉市) 9月30日(水) / (鳥取市) 10月1日(木)

基本研修

開催期間

10月5日(月)～10月23日(金)

専門研修

開催期間

10月26日(月)～12月11日(金)

受講修了

子育て支援員として認定



研修の体系

研修コース		募集定員		事業内容
		前期	後期	
地域保育コース	地域型保育	90名	70名	●保育ニーズの高い0～2歳児や乳幼児への対応を目的として設けられた小規模事業 (小規模保育事業/家庭的保育事業/事業所内保育事業)
	一時預かり事業 ★前期のみ	40名	—	●家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、 保育施設等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業
	ファミリー・サポート・センター ★前期のみ	20名	—	●子育て中の保護者を会員とする、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、 その援助を行うことを希望する方とを結び付ける事業
	こども誰でも通園制度	—	40名	●小規模事業所等において保護者の就労状況に関わらず、月一定時間までの範囲で、 誰でも時間単位で保育所等を利用できる事業
地域子育て支援コース	利用者支援事業 (基本型) ★前期のみ	20名	—	●子育て家庭のニーズを把握し、様々な情報提供や、相談等の支援を行うと同時に、 地域の関係機関との連携や協働の体制づくりを行う事業
	利用者支援事業 (特定型) ★前期のみ	20名	—	●子育て家庭のニーズを把握し、地域の保育施設の情報提供や、相談等の支援を行う事業
	地域子育て支援拠点事業	—	40名	●公共施設などの身近な場所で、子育てについての相談や情報提供、その他の援助を行ったり、 親子の交流の場を設けたりすることで、地域の子育て支援機能の充実を図る事業
放課後児童コース		—	60名	●保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、 放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業
社会的養護コース		—	40名	●保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、 公的責任で社会的に養育・保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援事業

基本研修	専門研修		
e 8科目 8時間	e 10科目 12時間 + 心肺蘇生法 2時間	e 4科目 5.5時間	見学実習の代替 「講義・演習」 6.5時間
※このコースも基本研修の受講を終えてから専門研修に進んでください (※基本研修免除者については下記参照)	+	e 4科目 6.5時間	見学実習の代替 「講義・演習」 6.5時間
		Z 4科目 5.5時間	見学実習の代替 「講義・演習」 6.5時間
		事前学習 + Z 7科目 8時間 + 見学実習	
		Z 5科目 6時間	
		Z 6科目 6時間	
		e 6科目 9時間	
		e 9科目 11時間	

くわしい内容は
WEBページにて
ご確認ください



※ 基本研修が免除される方

右記に該当する方は基本研修の免除が可能です。申込フォームに保有資格を記入の上、その資格を証明する書類の写しを提出してください。氏名変更がある場合は戸籍抄本の写しも併せて提出してください。

- ① 保育士
- ② 社会福祉士
- ③ 幼稚園教諭、看護師、保健師の資格を有し、日々子どもと関わる業務に携わっている者
従事証明書を別途記入いただいてアップロード又は郵送いただく形になります。
- ④ 基本研修修了者
全国で実施されている子育て支援員研修において、基本研修を修了している方は申込時に基本研修修了証の写しをご提出ください。

「こども誰でも通園制度」受講者大募集!!

「こども誰でも通園制度」は、2026年(令和8年)4月から全国の自治体で本格的に実施されています。「こども誰でも通園制度」は、「子どもを真ん中に置いた、地域みんなの居場所づくり」です。皆様の力がこれからの子育て支援の現場に不可欠な原動力です。ぜひ、たくさんの親子の笑顔を支えていきましょう!

保育士配置基準の弾力化について

詳細については最寄の市町村保育課・行政担当課までお問い合わせください ②③については、条件のうちいずれかを満たし、県が実施する『保育従事者(保育士以外)研修』を修了した方が該当します

① 保育士配置基準の弾力化とは?

全国的な保育士不足を背景に設けられた、一定の条件を満たす場合に保育士資格を持っていない方を保育士の代わりとして配置することができる制度です。鳥取県においても2016年より実施しており、適用期間は2030年3月末日までとしています

② 保育士の代わりとして配置できる方

- ✓ 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
- ✓ 小学校教員免許、養護教諭の免許、幼稚園教諭の免許などを持つ者
- ✓ 保育所等で常勤の職員として保育業務に従事した期間が1年以上ある者

③ 保育士の代わりとして配置できる場合

- ✓ 朝夕の子どもが少ない時間帯
※保育士2人のうち1人を子育て支援員等に代えることが認められています
- ✓ 子どもの年齢に応じて必要となる保育士数を上回って配置している場合
※上回っている保育士数の範囲内で子育て支援員等に代えることが認められています